

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成30年5月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700444号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800008号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(商業登記簿謄本の商号は、B社。平成19年8月にC社と合併。現在は、D社。)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年3月31日から同年4月1日まで

B社を平成8年3月31日に退職し、同年4月1日付けで別会社に転職した。ところが、厚生年金保険の記録は、同年3月31日が資格喪失年月日となっている。私が、わざわざ1日の空白期間を作って国民年金に加入し、保険料を1か月分払おうとするわけがない。資格喪失日の相違については、事業所の届出間違いだと思う。当該事業所での資格喪失日を正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の元事業主は、当時、本人の希望する退職日に合わせて社会保険の資格喪失処理を進めていたと思うが、具体的な資料がないため、個別には不明である旨陳述しているところ、同事業所が当時加入していたE厚生年金基金から提出された請求者の請求期間に係る厚生年金基金加入員資格喪失届における資格喪失日は平成8年3月31日、備考欄には、退職年月日が平成8年3月30日と記載されており、事業主が同日を退職日として当該資格喪失届を届け出したことが確認できる。

また、上記資格喪失日は、E厚生年金基金から提出された請求者の厚生年金基金加入員台帳における資格喪失日、企業年金連合会から提出された請求者のA社に係る「中脱記録照会(回答)」における同基金の資格喪失日及びオンライン記録の資格喪失日と一致している。

さらに、元事業主は、請求期間当時の資料は何も保管していないため、請求者の請求内容どおりの届出、厚生年金保険料の納付及び請求期間に係る保険料の給与からの控除について不明である旨陳述しており、当該事業所の承継事業所であるD社の事業主も同様の内容で回答している。

加えて、平成6年から平成10年までの間に、A社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚は10名確認できるところ、連絡可能な9名に照会し、回答があった4名は給与明細書

等を保管しておらず、厚生年金保険に係る給与からの保険料控除について具体的な回答又は陳述を得られなかった。

また、上記同僚以外に社会保険を担当していたと思われる3名に照会し、回答があった1名から提出された給与明細書は、請求期間後の平成11年以降の給与明細書であり、元総務部長は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたと思う旨回答しているものの、その具体的理由の記載及び資料の提出はないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について、確認することができない。

なお、請求者はA社を平成8年3月31日付けで退職したと主張しており、同事業所における請求者の雇用保険の離職日は、同日となっている。前記同僚10名のうち、雇用保険の該当記録が確認できる9名について、厚生年金保険の資格喪失日と雇用保険の離職日との関係を比較すると、離職日の翌日が資格喪失日と記録された同僚は4名、請求者と同じく資格喪失日と離職日が同日である同僚は3名、残る2名は、離職日の5日又は9日後が被保険者資格喪失日と記録されていることから、当該事業所では、必ずしも厚生年金保険の資格喪失日の前日を雇用保険の離職日として届け出ていなかった様子が見えてくる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。